

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金  
(さがみはら津久井産材の家づくり事業) 実施要領

1 目的

この要領は、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（さがみはら津久井産材の家づくり事業）について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）及びさがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 木材使用量

住宅の建築等にあたっては、5 m<sup>3</sup>以上のさがみはら津久井産材を使用すること。

3 交付の申請のその他必要な書類

規則第4条第1項第1号から第4号までに規定する書類及びについては、添付を省略することができる。また、要綱第10条に定める「その他必要な書類」は次のものとする。

- (1) 建築確認済証の写し（増改築等で建築確認を要しない場合にあつては、請負契約書の写し等）

4 実績報告のその他必要な書類

規則第14条第1項第1号及び第2号に規定する書類については、添付を省略することができる。また、要綱第16条に定める「その他必要な書類」は次のものとする。

- (1) 完成図面、または、使用木材明細表（要綱参考様式3）

・使用木材明細表については、補助を受ける木造化・木質化する部分をすべて記載し、樹種、用途、寸法（長さ、厚み、幅）、数量、使用材積、さがみはら津久井産材の使用割合を明記する。

- (2) さがみはら津久井産材流通確認証の写し

(3) 完成写真 (2 方向から撮った全景)